

# 苫小牧市福祉のまちづくり条例

すべての人が安心して快適に暮らせるまちをめざして

苫 小 牧 市

# ● 条例のあらまし ●

## 条例の基本理念

すべての人々が、安心して快適に暮らし、等しく社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が保障できる社会を実現するため、高齢者、障害者などの社会参加を阻む様々な障壁を取り除き、誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりを目指します。

### ■ 様々な障壁

- ・偏見などによる心理的なもの
- ・情報・通信などによる距離的なもの
- ・建物等の構造的なもの
- ・障害等を理由に制限する制限的なもの

## 条例の目的

福祉のまちづくりを推進し、もって市民の福祉の増進に資する



## 基本的施策

### ○ 基本方針

すべての市民が福祉のまちづくりに取り組むよう意識の高揚を図ります。市、事業者、市民が相互に協力し、一体となって福祉のまちづくりに取り組みます。

- |           |          |
|-----------|----------|
| ○ 推進計画の策定 | ○ 防災上の配慮 |
| ○ 技術的な助言  | ○ 情報の提供  |
| ○ 財政上の措置  | ○ 調査・研究  |
| ○ 学習の推進   |          |

### 福祉のまちづくり推進会議

推進計画などを調査審議する組織として「福祉のまちづくり推進会議」を設置します

## 公共的施設の整備

不特定多数の人が利用する施設に関し、高齢者、障害者等が円滑に利用できる整備が必要です。

- 基礎的基準（高齢者、障害者等が特段の不自由なく利用できるための基準）を遵守して整備してください  
新築等には、事前に届出が必要です
- 誘導的基準（高齢者、障害者等が特段の不自由なく利用できるための基準）を定めました

### 適合証の交付

基礎的基準、誘導基準に適合する場合、適合証を交付します

- ・公共的車両等についても整備に努めてください

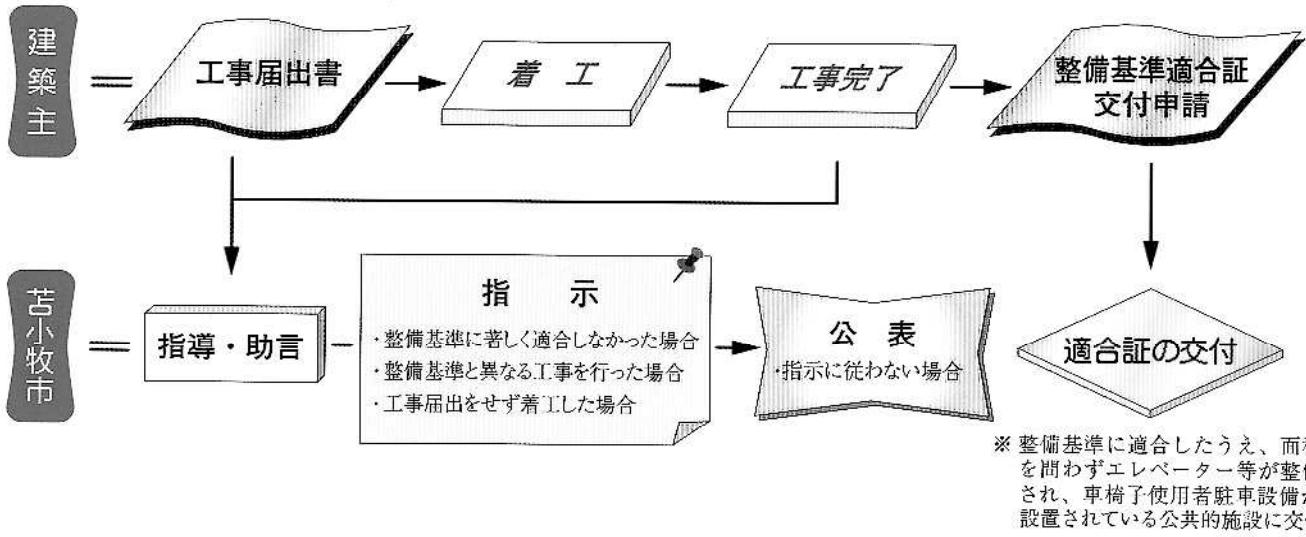
## 対象建築物

- 病院又は診療所
- 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 集会場又は公会堂
- 展示場
- 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ホテル又は旅館
- 老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者更生施設、知的障害者援護施設、母子福祉施設、保健センターその他これに類するもの
- 遊技場又は体育館、水泳場、ボーリング場その他のスポーツ施設
- 博物館、美術館又は図書館
- 公衆浴場
- 飲食店
- 一般公共の用に供される自動車車庫
- 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 公衆便所
- 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 学校(専修学校及び各種学校を含む。)その他これらに類するもの
- 事務所(届出は2,000m<sup>2</sup>以上)
- 共同住宅又は寄宿舎(51戸(室)未満のものを除く)
- 地下街その他これに類するもの
- 公共交通機関の施設
- 道路
- 公園
- 路外駐車場(届出は1,000m<sup>2</sup>以上)

## ■手続の流れ

公共的施設の新築等をしようとする場合は、事前に工事届出書を提出してください。

建築物は建築確認申請の時まで  
その他のものは着手の30日前まで



# 基 準 の 内 容

## 1 建 築 物

整備項目	基 础 的 基 準	誘 導 的 基 準
1 屋外への出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1以上の利用者の出入口の幅は80cm以上</li> <li>・戸は自動扉又は車いす使用者が円滑に開閉、通過できる構造</li> <li>・段を設けない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な出入口の幅120cm以上(1以上自動扉)、他の幅は90cm以上</li> <li>・戸は自動扉又は車いす使用者が円滑に開閉、通過できる構造</li> <li>・段を設けない</li> <li>・戸のガラスは安全な材質とし視覚障害者の衝突防止に配慮</li> </ul>
2 室の出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1以上の利用者の居室出入口の幅は80cm以上</li> <li>・戸は自動扉又は車いす使用者が円滑に開閉、通過できる構造</li> <li>・段を設けない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅は90cm以上</li> <li>・戸は自動扉又は車いす使用者が円滑に開閉、通過できかつ開閉時に廊下等に突出しない構造</li> <li>・段を設けない</li> <li>・戸のガラスは安全な材質とし視覚障害者の衝突防止に配慮</li> </ul>
3 廊下等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滑りにくい仕上げ</li> <li>・段を設ける場合は建築物4「階段」に準拠</li> <li>・幅は120cm(車いす使用者転回スペースを設ける)</li> <li>・高低差がある場合は、傾斜路及びその踏場又は車いす使用者特殊構造昇降機を設置</li> <li>・エレベーター等の出入口に接する部分は水平</li> <li>・視覚障害者用床材の敷設(受付等まで)、又は音声誘導装置を設置</li> <li>・傾斜路及び踊場           <ul style="list-style-type: none"> <li>幅は120cm以上(段併設は90cm以上)</li> <li>勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)</li> <li>手すりを設ける(片側可)</li> <li>高さ75cm以内ごとに踏面150cm以上の踊場を設置</li> <li>滑りにくい仕上げ</li> <li>廊下等と色や明度差で識別しやすい、注意喚起用床材を敷設</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滑りにくい仕上げ</li> <li>・段を設ける場合は建築物4「階段」に準拠</li> <li>・幅は180cm以上(車いす使用者すれ違いスペース有りは140cm以上)</li> <li>・高低差がある場合は、傾斜路及びその踏場又は車いす使用者特殊構造昇降機を設置</li> <li>・壁面に突出物を設けない</li> <li>・休憩用設備の設置</li> <li>・エレベーター等の出入口に接する部分は水平</li> <li>・病院、老人施設等に手すり設置</li> <li>・視覚障害者用床材の敷設(受付等まで)、又は音声誘導装置を設置</li> <li>・傾斜路及び踊場           <ul style="list-style-type: none"> <li>幅は150cm以上(段併設は120cm以上)</li> <li>勾配は1/12以下、手すりを設ける(両側)</li> <li>高さ75cm以内ごとに踏面150cm以上の踊場を設置</li> <li>滑りにくい仕上げ</li> <li>廊下等と色や明度差で識別しやすい、注意喚起用床材を敷設、側引、地覆を5cm以上の立ち上げ</li> </ul> </li> </ul>
4 階 段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりを設ける</li> <li>・原則として回り段を設けない</li> <li>・滑りにくい仕上げ</li> <li>・色や明度差で識別しやすく、つまずきにくい構造</li> <li>・注意喚起用床材を敷設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅150cm以上(共同住居、寄宿舎を除く)、け上り16cm以下、踏面30cm以上</li> <li>・手すりを設ける(両側)</li> <li>・回り段としない</li> <li>・滑りにくい仕上げ</li> <li>・色や明度差で識別しやすく、つまずきにくい構造</li> <li>・注意喚起用床材を敷設</li> <li>・側引、地覆を5cm以上の立ち上げ</li> </ul>
5 昇降機	<p>※床面積の合計が2,000m<sup>2</sup>以上の建築物に設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積は1.83m<sup>2</sup>以上</li> <li>・出入口幅は80cm以上、奥行き135cm以上で車いすが転回できる形状</li> <li>・操作盤は車いす使用者、視覚障害者が円滑に利用できる位置、構造</li> <li>・かご内に階の表示装置、音声案内装置を設置</li> <li>・乗降ロビーは幅、奥行きともに150cm以上とし注意喚起用床材を敷設</li> </ul> <p>※学校、共同住居は基準が一部異なる</p>	<p>主たる出入口廊下等の近くに設置し、1以上を次の構造とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積は2.09m<sup>2</sup>以上</li> <li>・出入口幅は90cm以上、奥行き135cm以上で車いすが転回できる形状</li> <li>・操作盤は車いす使用者、視覚障害者が円滑に利用できる位置、構造</li> <li>・かご内に階の表示装置、音声案内装置を設置</li> <li>・乗降ロビーは幅、奥行きともに180cm以上とし注意喚起用床材を敷設</li> <li>・かご内に手すりを設置</li> </ul> <p>※学校、共同住居は基準が一部異なる</p>
6 便 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす使用者用便所を1以上設置(広さ、腰掛便座、手すり等の配慮)</li> <li>・出入口幅は80cm以上、戸は円滑に開閉、通過できる構造</li> <li>・ぬれても滑りにくい仕上げ</li> <li>・床置式小便器がある便所を1以上設置</li> <li>・段を設けない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす使用者用便所を設置(広さ、腰掛便座、手すり等の配慮) 当該階便所数[200以下(×1/50)以上、200超(×1/100+2)以上]</li> <li>・出入口幅は80cm以上、戸は円滑に開閉、通過できる構造</li> <li>・ぬれても滑りにくい仕上げ</li> <li>・手すりを備えた床置式小便器がある便所を1以上設置</li> <li>・段を設けない</li> <li>・出入口に表示</li> </ul>
7 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口近くに車いす使用者用駐車施設を設置</li> <li>・幅は350cm以上</li> <li>・場内通路幅は120cm以上(建築物8「敷地内通路」の基準の上段3つの構造に準拠)</li> <li>・車いす使用者用の表示</li> <li>・排水溝には杖や車いすのキャスター等が落ちない構造の蓋の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台数を確保[200以下(×1/50)以上、200超(×1/100+2)以上]</li> <li>・出入口近くに車いす使用者用駐車施設を設置</li> <li>・幅は350cm以上</li> <li>・場内通路幅は180cm以上(敷地内通路の基準の上段3つの構造に準拠)</li> <li>・車いす使用者用の表示</li> <li>・排水溝には杖や車いすのキャスター等が落ちない構造の蓋の設置</li> </ul>

整備項目	基礎的基準	誘導的基準
8 敷地内の通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ねれても滑りにくい仕上げ</li> <li>・段を設ける場合は建築物4「階段」の構造に準拠</li> <li>・建物出入口から道路又は駐車場に至る1以上の通路 幅は120cm以上(共同住居、寄宿舎を除く) 高低差がある場合は、傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設置</li> <li>・傾斜路等(屋外) 建築物3「廊下等」の傾斜路の構造に準拠</li> <li>・道路へ至る1以上の通路に視覚障害者用床材を敷設又は音声誘導装置を設置</li> <li>・排水溝には杖や車いすのキャスター等が落ちない構造の蓋の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ねれても滑りにくい仕上げ</li> <li>・段を設ける場合は建築物4「階段」の構造に準拠</li> <li>・建物出入口から道路又は駐車場に至る通路 幅は180cm以上(共同住居、寄宿舎を除く) 高低差がある場合は、傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設置</li> <li>・傾斜路等(屋外) 建築物3「廊下等」の傾斜路の構造に準拠。ただし、勾配は1/15</li> <li>・道路へ至る通路に視覚障害者用床材を敷設又は音声誘導装置を設置</li> <li>・主要な出入口に接する部分に屋根、ひさし、消融雪装置等を設置</li> <li>・排水溝には杖や車いすのキャスター等が落ちない構造の蓋の設置</li> </ul>
9 エスカレーター		<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗降口に固定手すりを設置</li> <li>・乗降口に注意喚起用床材を設置</li> </ul>
10 洗面所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ねれても滑らない仕上げ</li> <li>・車いす使用者用洗面器を1以上設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ねれても滑らない仕上げ</li> <li>・車いす使用者用洗面器を1以上設置</li> <li>・1以上の洗面器に手すり、円滑に操作できる水栓を設置</li> </ul>
11 浴室脱衣室	<p>〔病院、ホテル、老人福祉施設等、公衆浴場〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1以上を次の構造とする 出入口幅80cm以上、戸は円滑に開閉、通過できる 段を設けない、必要に応じ手すり等を設置 戸のガラスは安全な材質とし視覚障害者の衝突防止に配慮 ねれても滑りにくい仕上げ</li> </ul>	<p>〔病院、ホテル、老人福祉施設等、公衆浴場〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1以上を次の構造とする 出入口幅90cm以上、戸は円滑に開閉、通過できる 段を設けない、必要に応じ手すり等を適切に設置 戸のガラスは安全な材質とし視覚障害者の衝突防止に配慮 ねれても滑りにくい仕上げ、円滑に操作できる水栓を1以上設置</li> </ul>
12 シャワー室 更衣室	<p>〔老人福祉施設等、スポーツ施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1以上を次の構造とする 出入口幅80cm以上、車いす使用者が円滑に開閉、通過できる構造、段を設けない、必要に応じ手すり等を設置 ねれても滑りにくい仕上げ</li> </ul>	<p>〔老人福祉施設等、スポーツ施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1以上を次の構造とする 出入口幅90cm以上、車いす使用者が円滑に開閉、通過できる構造、段を設けない、必要に応じ手すり等を適切に設置 ねれても滑りにくい仕上げ、円滑に操作できる水栓を1以上設置</li> </ul>
13 客室		<p>〔ホテル、旅館〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1以上を次の構造とする 広さを確保し、手すりを適切に設置 聴覚障害者の円滑な利用に配慮</li> </ul>
14 観覧席 客席	<p>〔劇場等、集会場、スポーツ施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす使用者用席を1以上設置</li> <li>・車いす使用者用席に至る通路を次の構造とする。 段を設けない 高低差がある場合は廊下等の傾斜路の構造に準拠</li> <li>・車いす使用者用席の床は水平</li> <li>・車いす使用者用席の幅は90cm以上、奥行き110cm以上</li> </ul>	<p>〔劇場等、集会場、スポーツ施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす使用者用席を1以上設置</li> <li>・車いす使用者用席に至る通路を次の構造とする。 段を設けない 高低差がある場合は廊下等の傾斜路の構造に準拠</li> <li>・車いす使用者用席の床は水平</li> <li>・車いす使用者用席の幅は90cm以上、奥行き120cm以上</li> <li>・劇場には聴覚障害者用の補聴装置を1以上設置</li> </ul>
15 屋内の公衆電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1以上を次の構造とする 出入口幅80cm以上、戸は円滑に開閉、通過できる構造 段を設けない 電話台は車いす使用者が円滑に利用できる高さ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1以上を次の構造とする 出入口幅90cm以上、戸は円滑に開閉、通過できる構造 段を設けない 電話台は車いす使用者が円滑に利用できる高さ、構造 難聴者、視覚障害者が円滑に利用できる電話機を設置 必要に応じファックスを設置</li> </ul>
16 カウンター記載台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1以上を車いす使用者が円滑に利用できる高さ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1以上を車いす使用者が円滑に利用できる高さ</li> </ul>
17 案内標示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ、文字の大きさ、表示内容に配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ、文字の大きさ、表示内容に配慮・必要に応じ点字表示</li> <li>・病院、銀行、公共交通機関の施設で呼び出しを行うものは聴覚障害者の円滑な利用に配慮</li> </ul>
18 改札口・レジ通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1以上を次の構造とする 幅は80cm以上・段を設けない・滑りにくい仕上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1以上を次の構造とする 幅は90cm以上・段を設けない・滑りにくい仕上げ</li> </ul>
19 券売機		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1以上を車いす使用者が円滑に利用できる高さ 車いす使用者が円滑に利用できる高さ 視覚障害者の円滑な利用に配慮(構造、誘導用床材等)</li> </ul>
20 授乳場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて授乳、おむつ替えのできる場所を設け、ベビーベットを設置・出入口に表示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて授乳、おむつ替えのできる場所を設け、ベビーベットを設置・出入口に表示</li> </ul>

## 2 公共交通機関の施設

整備項目	基礎的基準	誘導的基準
1 改札口	1以上を次の構造とする ・出入口の幅は80cm以上 ・段を設けない ・滑りにくい仕上げ	・幅は90cm以上 ・段を設けない ・滑りにくい仕上げ
2 プラットホーム	・滑りにくい仕上げ ・縁端には、ホームドア、さく、注意喚起用床材などの敷設 ・両端に、さくを設置	・滑りにくい材料で仕上げ ・縁端には、ホームドア、さく、注意喚起用床材などの敷設 ・両端に、注意喚起用床材を敷設し、さくを設置
3 通路	・滑りにくい仕上げ ・段を設ける場合は建築物4「階段」の構造に準じる ・誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設又は音声誘導装置を設置 ・通路が傾斜路の場合は両側に手すりを設け、側桁又は地覆は、5cm以上立ち上げ ・公用通路と車両等の乗降口との間には移動円滑化された経路を乗降場ごとに1以上設ける	・滑りにくい材料で仕上げ ・段を設ける場合は建築物4「階段」の構造に準じる ・誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設又は音声誘導装置を設置 ・通路が傾斜路の場合は両側に手すりを設け、側桁又は地覆は、5cm以上立ち上げ ・公用通路と車両等の乗降口との間には移動円滑化された経路を乗降場ごとに1以上設ける
4 階段	・回り段としない ・滑りにくい仕上げ ・色や明度差で識別しやすく、つまづきにくい構造 ・両側に手すりを設ける ・手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付ける ・階段の上端及び下端に近接する通路並びに踊り場の部分には、注意喚起用材を敷設 ・側桁又は地覆を5cm以上立ち上げ	・回り段としない ・滑りにくい仕上げ ・色や明度差で識別しやすく、つまづきにくい構造 ・両側に手すりを設ける ・手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付ける ・階段の上端及び下端に近接する通路並びに踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設
5 便所	・建築物の6「便所」の構造を準用 ・便所の出入口付近に視覚障害者のための点字の案内板を設置 ・車いす使用者便房の標識の設置 ・円滑に使用できるに水洗器具を設置 ・男子用床置式小便器を設ける場合、手すりを備えたものを1以上設置 ・便所との経路の1以上は円滑化された経路と同等の構造	・建築物の6「便所」の構造を準用 ・便所の出入口付近に視覚障害者のための点字の案内板を設置 ・円滑に使用できるに水洗器具を設置 ・便所との経路の1以上は円滑化された経路と同等の構造
6 カウンター等	・1以上を車いす使用者が円滑に利用できる構造	・1以上を車いす使用者が円滑に利用できる構造
7 案内設備	・車両の運行の情報を文字等により表示又は音声による提供の設備 ・昇降機、便所又は乗車券等販売所があることを付近に表示の標識を設置 ・出入口又は改札付近に昇降機等の配置の案内板の設置 ・出入口又は改札付近に公共交通機関の施設の構造及び昇降機等の配置の点字案内板の設置	・車両の運行の情報を文字等により表示又は音声による提供の設備 ・昇降機、便所又は乗車券等販売所があることを付近に表示の標識を設置 ・出入口又は改札付近に昇降機等の配置の案内板設備の設置 ・出入口又は改札付近に公共交通機関の施設の構造及び昇降機等の配置の点字案内板の設置
8 乗車券等販売所等	・建築物の1「屋外への出入口」の準用 ・移動円滑化された経路と乗車券等販売所等との間における通路のうち1以上は、移動円滑化された経路と同等の構造	・段を設けない 1以上設けること。 ・幅は80cm以上 ・戸は障害者、高齢者容易に開閉、通過できる構造 ・移動円滑化された経路と乗車券等販売所等との間における通路のうち1以上は、移動円滑化された経路と同等の構造
9 券売機	・障害者、高齢者等が円滑に利用できる券売機を1以上設置	・障害者、高齢者等が円滑に利用できる券売機を1以上設置
10 休憩設備	・障害者、高齢者等の休憩できる設備を1以上設置	・障害者、高齢者等の休憩できる設備を1以上設置
11 その他	1から10以外の整備項目がある場合、建築物の整備基準の準用	1から10以外の整備項目がある場合、1の建築物の整備基準を準用

### 3 道 路

整備項目	基 础 的 基 準	誘 導 的 基 準
1 歩 道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅200cm以上</li> <li>・平坦性を確保し、滑りにくい仕上げ</li> <li>・排水溝には杖や車いすのキャスター等が落ちない構造の蓋の設置</li> <li>・歩道の巻込部、横断歩道に接する部分及び横断歩道が中央分離帯を横切る部分を切り下げる。すりつけ勾配1/20以下</li> <li>・歩道の巻込部、横断歩道に接する部分、立体横断施設及び地下歩道の昇降口等で必要な部分に注意喚起用床材を敷設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅300cm以上</li> <li>・平坦性を確保し、滑りにくい仕上げ</li> <li>・排水溝には杖や車いすのキャスター等が落ちない構造の蓋の設置</li> <li>・歩道の巻込部、横断歩道に接する部分及び横断歩道が中央分離帯を横切る部分を切り下げる。すりつけ勾配1/20以下</li> <li>・視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分には、誘導用材を敷設すること。</li> <li>・歩道の巻込部、横断歩道に接する部分、立体横断施設及び地下歩道の昇降口等で必要な部分に注意喚起用床材を敷設</li> </ul>
2 立体横断施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階段は回り段としない</li> <li>・階段、傾斜路及びその端場には、手すりを設置</li> <li>・滑りにくい材料で仕上げ</li> <li>・踏面の色は、識別しやすい、つまづきにくい構造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階段は回り段としない</li> <li>・階段、傾斜路及びその端場には、両側に手すりを設置</li> <li>・手すりは、冬期間の利用に配慮した材質を使用</li> <li>・滑りにくい仕上げ</li> <li>・踏面の色は、識別しやすい、つまづきにくい構造</li> <li>・必要に応じ、屋根又は消融雪装置を設置</li> </ul>
3 案内標示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ、文字の大きさ、表示内容等に配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ、文字の大きさ、表示内容等に配慮</li> <li>・必要に応じ点字表示</li> </ul>

### 4 公 園

整備項目	基 础 的 基 準	誘 導 的 基 準
1 出入口	<p>出入口の1以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅120cm以上(車止めさくの間隔90cm以上)</li> <li>・段を設けない</li> <li>・滑りにくい材料で仕上げ</li> </ul>	<p>出入口の1以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅180cm以上(車止めさくの間隔90cm以上)</li> <li>・段を設けない</li> <li>・滑りにくい材料で仕上げ</li> </ul>
2 園 路	<p>出入口に通ずる園路の1以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅120cm以上</li> <li>・滑りにくい仕上げ</li> <li>・高低差がある場合は建築物の3「廊下等」を準用</li> <li>・排水溝には杖や車いすのキャスター等が落ちない構造の蓋の設置</li> <li>・必要な部分に誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設</li> </ul>	<p>出入口に通ずる園路の1以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅180cm以上</li> <li>・滑りにくい仕上げ</li> <li>・高低差がある場合は建築物の3「廊下等」を準用</li> <li>・排水溝には杖や車いすのキャスター等が落ちない構造の蓋の設置</li> <li>・必要な部分に誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設</li> <li>・必要に応じ手すりを設置</li> </ul>
3 階 段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりを設置</li> <li>・回り段を設けない</li> <li>・滑りにくい材料で仕上げ</li> <li>・路面、けあげを明度差で識別しやすい色</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両側に手すりを設置</li> <li>・回り段を設けない</li> <li>・滑りにくい材料で仕上げ</li> <li>・路面、けあげを明度差で識別しやすい色</li> </ul>
4 駐車場	設ける場合、建築物の7「駐車場」又は路外駐車場の準用	設ける場合、建築物の7「駐車場」又は路外駐車場の準用
5 改札口	設ける場合、建築物の18「改札口等」を準用する	設ける場合、建築物の18「改札口等」を準用する
6 券売機		設ける場合は、建築物の19「券売機」を準用
7 ベンチ等		必要に応じ、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造のベンチ、野外卓水飲み場等を設置
8 公園内の建築等	公園内に建築物を設ける場合建築物を準用	公園内に建築物を設ける場合建築物を準用
9 案内標示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設ける場合、高さ、文字の大きさ、表示内容に配慮し、出入口付近に設ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設ける場合、高さ、文字の大きさ、表示内容に配慮し、出入口付近に設ける</li> <li>・必要に応じ点字表示</li> </ul>

### 5 路外駐車場

整備項目	基 础 的 基 準	誘 導 的 基 準
1 路外駐車場	<p>1以上設ける</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅は350cm以上</li> <li>・車いす使用者用である旨の表示</li> <li>・案内表示板は高さ、文字の大きさ、表示内容に配慮</li> <li>・出入口から車いす使用者用駐車施設の通路は、建築物の6「駐車場」を準じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅は350cm以上</li> <li>・車いす使用者用である旨の表示</li> <li>・車いす使用者用駐車施設を200台以下は1/50を乗じた台数 200台以上は当該駐車台数に1/100を乗じ2を加えた以上設置</li> <li>・出入口から車いす使用者用駐車施設の通路は、建築物の6「駐車場」を準じる</li> </ul>

すべての人々が安心して快適な日常生活を営み、等しく社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる地域社会の実現は、私たち市民の共通した願いである。

このような社会を実現するためには、高齢者、障害者等の社会参加を困難にしている建物等の構造上の障壁、偏見等の意識上の障壁その他日常生活又は社会生活における様々な障壁を取り除き、誰もが自らの意思で自由に行動し、社会参加することができる環境を創り上げる必要がある。

私たちは、高齢者、障害者等の積極的な社会参加を可能とするための福祉のまちづくりが、同時にすべての市民にとって暮らしやすいまちづくりになるとの認識の下、共に力を合わせて福祉のまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

## 苦小牧市保健福祉部社会福祉課

〒053-8722 苦小牧市旭町4丁目5番6号  
TEL (0144) 32-6111 内線 2107  
FAX (0144) 36-3121